

新型インフルエンザ等対策連携協定書

久留米市（以下「甲」という。）と一般社団法人 久留米医師会、一般社団法人 小郡三井医師会、一般社団法人 大川三潯医師会及び一般社団法人 浮羽医師会（以下これらを「乙」と総称する。）は、新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）、予防接種法の規定及び久留米市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等ワクチン接種に係る住民接種に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、地域住民の健康と生活の安全を守るため、住民接種が効率的かつ効果的に実施できるよう連携して取り組むことを目的として、この協定を締結するものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 （1）住民接種 住民に対して予防接種を行うことを意味しており、特措法第32条の規定に基づき「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われている場合に特措法第46条に基づき予防接種法第6条第1項の規定により実施する「臨時接種」、緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第6条第3項に基づき実施する「新臨時接種」を総称している。
 （2） 地域集団接種 接種会場に接種対象者を参集させて実施するものをいう。
 （3） 施設集団接種 学校、医療機関、社会福祉施設等において学生、入院患者、入所者等既に形成されている集団を活用して実施するものをいう。
 （4）個別接種 自宅やかかりつけ医等で個別に予防接種を実施するものであり、在宅医療で受療中の患者等を個別訪問する地域訪問接種もこれに含まれる。

（接種体制の整備）

第3条 甲及び乙は、連携、協力し、以下のとおり事前に接種体制を整備しておくものとする。
 （1）地域集団接種については、甲及び乙との協議によって個別・集団等接種体制を整備する。
 （2）施設集団接種については、各学校、施設等を担当する医師を中心に、甲及び乙が連携、協力し、集団接種体制を整備するものとする。なお、地域訪問接種については、乙が実施するが、必要に応じて甲が協力するものとする。

（責任体制等）

第4条 住民接種における責任体制等については、次によるものとする。
 （1）甲は、住民接種における責任を負うものとする。また、甲は、個別・集団接種時における全体の指揮を執るものとする。
 （2）乙は、甲の協力要請に応えるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、自己負担を除く住民接種に係る費用について、負担するものとする。

（訓練等の実施）

第6条 甲及び乙は、協力し、住民接種に係る模擬訓練等を行うなど、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第7条 この協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 久留米市城南町15番地3
 久留米市
 久留米市長

乙 久留米市櫛原町45番地
 一般社団法人 久留米医師会
 会 長

 小郡市上岩田1246番地
 一般社団法人 小郡三井医師会
 会 長

 大川市幡保299
 一般社団法人 大川三潯医師会
 会 長

 うきは市吉井町347－17
 一般社団法人 浮羽医師会
 会 長

新型インフルエンザ等対策連携協定書

平成29年 3月 日